

災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と、山形県石油商業組合最上支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるガソリン等燃料（以下「燃料」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が新庄市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙の協力を得て燃料の供給体制を確保することにより、甲が実施する災害対応、避難者の救援活動及びその他必要な活動（以下「災害応急対策」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害応急対策を円滑に実施するため燃料を調達する必要があるときは、次に掲げる市民の安全を確保するために、特に重要な施設及び公用車等のうち甲が指定するものに対する燃料の供給及び供給のあっせんについて、乙に協力を要請することができる。

（1）庁舎

（2）市内に甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地域の集会所等で甲が避難所に指定していないものを含む）

（3）災害応急対策、ライフライン等の維持に重要な施設及び車両

（4）消防用自動車及び救急用自動車などの緊急対応車両

（5）医療関係施設のうち特に緊急度の高いもの

（6）その他燃料の供給が必要と特に認められるもの

2 前項の要請は、必要事項を記載した書面（別紙、様式1）をもって、乙に対し供給の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、燃料の優先的な供給について、可能な限り支援を実施するものとする。ただし、燃料不足の状況により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、甲は、必要な調整を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき供給を実施したときは、速やかに実施した内容を記載した書面（別紙、様式2）により甲に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、第2条の規定による要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

（経費の負担）

第6条 本協定に基づき供給された燃料の対価等に要する経費は、供給を受けた者が負担するものとする。

2 前項の経費の算定においては、災害時直前における燃料単価契約書等の単価を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時などに備えるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算してさらに3年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月16日

甲 新庄市沖の町10番37号
新庄市長 山尾 順 紀



乙 新庄市沖の町4-41
山形県石油商業組合最上支部
支部長 沼澤 勝太郎

